

○北山村高等学校通学費等助成事業実施要綱

平成 29 年 6 月 21 日北山村教育委員会要綱第 1 号

北山村高等学校通学費等助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、北山村の過疎及び定住対策を図るため、村内に居住する高等学校等の生徒の通学及び下宿（入寮）等に要する費用の一部を助成することにより、その保護者の負担の軽減と子育て環境の整備を図ることを目的に助成金を支給することについて、北山村補助金等交付規則（平成 18 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 56 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。
- (2) 生徒 高等学校等に在学している者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する者をいう。
- (4) 路線バス等 自宅等から生徒が通学する最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による路線バス、電車をいう。
- (5) 下宿等 通学のため下宿、アパート、学生寮又は親戚宅等を利用して生活

をしているものをいう。ただし、保護者（親権を有する者）等（以下「保護者等」という。）が所有する持ち家などに居住するものを除く。

(助成対象者)

第 3 条 この事業の助成を受けることができる者は、生徒の保護者等で、当該生徒を自己費用で高等学校等に通学又は下宿等の経費を負担している者とする。ただし、村内に引き続き居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により村内において記録されているもので、村税を完納している者とする。

(助成対象期間)

第 4 条 助成対象期間は、高等学校の第 1 学年から第 3 学年までとし、在学中の 3 年間を上限とする。但し、不慮の事故や病気等により進級できなかった

場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 この助成金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第1に定める基準により算出した額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北山村高等学校通学費等助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該年度の3月末日までに教育長に申請しなければならない。

(1) 在学証明書又は生徒証明書の写し

(2) 購入した通学定期券等の写し（購入金額が分かるもの）

(3) 下宿（入寮）等の契約書の写し（契約額、食費などの内訳が明記されているもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第7条 教育委員会は、補助金の申請があったときは、助成の可否を決定し、
そ

の結果を北山村高等学校通学費等助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定通知を受けた者は、助成金を請求するときは、北山村高等学校通学費等助成金請求書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

(助成金の返還)

第9条 虚偽又は不正の申請により助成金の交付を受けた場合は、その全額を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1

	助成対象経費	助成金の額
生徒が通学のため路線バス等を利用する場合	自宅の最寄りの停留所又は下宿等から学校所在地までの運賃。 (通学用定期乗車券の発行がある場合は、その購入代金)	10分の10以内 ただし、月額20,000円を限度とする。
生徒が高等学校等の近隣の寄宿舍、寮、アパート等に居住する場合	寄宿舍、寮、アパート等の家賃 (食費及び共益費を除く)	10分の10以内 ただし、月額20,000円を限度とする。
保護者が生徒を通学のために自家用車で送迎する場合	自宅から最寄りのバス停又は学校までの送迎。	1kmにつき10円 ただし、月額20,000円を限度とする。

(注1) 上記の各経費をあわせて月額20,000円を限度とする。